

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	グローリー株式会社			コード	6457
提出日	2025/5/26	異動（予定）日	2025/6/20		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に監査等委員でない取締役選任議案及び監査等委員である取締役選任議案が付議されることに伴い、独立性基準を充足する新たな社外取締役を独立役員に指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	イアン・ジョーダン	社外取締役	○													○		有
2	池田育嗣	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
3	内藤宏治	社外取締役	○													○	新任	有
4	加藤恵一	社外取締役	○													○		有
5	生川友佳子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	イアン・ジョーダン氏は、世界最大級の多国籍コンサルティングファームの経営幹部として、特に、ソフトウェア及びテクノロジーサービス分野に係る豊富な経験及び知識を有しており、現在、当社の社外取締役として、上記の経験及び知見をもとに当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有していると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
2	「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	池田育嗣氏は、グローバル企業における海外事業や生産分野での豊富な実績に加え、会社経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、上記の経験及び知見をもとに当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有していると判断し、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
3	「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」（下記「4. 補足説明」参照）に基づき、記載を省略しています。	内藤宏治氏は、グローバル企業において、中核事業の長としての豊富な実績に加え、代表取締役社長として同社を牽引するなど、グローバルな企業経営に係る豊富な経験及び見識を有しております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有し、当社経営の透明性・公正性の確保・向上に貢献し得るものと判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
4	該当事項なし	加藤恵一氏は、弁護士としての高い専門性及び他社の監査役としての豊富な経験を有しており、現在当社の監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能の強化、適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。
5	該当事項なし	生川友佳子氏は、税理士としての高い専門性及び他社における取締役(監査等委員)または監査役としての豊富な経験を有しており、現在当社の監査等委員である社外取締役として、当社経営の監督機能の強化、適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準」を充たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

4. 補足説明

「独立社外取締役の独立性判断基準」

以下のいずれの要件にも該当しないことを要件とする。

- ①現在または過去10年間に於ける、当社または当社の子会社の業務執行者
- ②当社の主要な（*1）取引先または当社を主要な取引先とする者（法人等である場合にはその業務執行者）
- ③当社から役員報酬以外に多額の（*2）金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
- ④当社から多額の（*2）寄付または助成を受けている者（当該寄付を受けている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
- ⑤当社の主要株主（当該主要株主が法人等の場合は、当該法人等に所属する者）
- ⑥過去3年間に於いて、上記②から⑤に該当していた者
- ⑦上記①から⑤に掲げる者（重要(*3)でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族

- *1（i）当該取引先等との過去3事業年度の平均取引金額が、当社または取引先の直近事業年度における連結売上高の2%超
（ii）当社が借入れを行っている金融機関であって、過去3事業年度末日における当社の平均借入額が当社の直近事業年度末日における連結総資産の2%超
- *2 過去3事業年度の平均金額が、個人の場合は1,000万円超、法人等の場合は当該法人等の直近事業年度における総収入の2%超
- *3 取締役、監査役、執行役員または部長職等の上級管理職にある使用人等

「株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」

当社は、社外役員が以下に該当する場合、属性情報に係る該当状況についての記載及び概要の説明を省略しています。

- ①過去3事業年度の平均取引金額が、当社または取引先の直近事業年度における連結売上高の2%以下の取引先等の業務執行者
- ②過去3事業年度末日における当社の平均借入額が当社の直近事業年度末日における連結総資産の2%以下の金融機関の業務執行者
- ③当社から受けている金銭その他の財産及び寄付または助成の過去3事業年度の平均金額が、個人の場合は1,000万円以下の者、法人等の場合は当該法人等の直近事業年度における総収入の2%以下であって、当該法人等に所属する者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。